

志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人工呼吸器を使用する等医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障がい児 市内に住所を有する18歳未満の者で、重度の知的障害及び肢体不自由の障害を有し、別表第1に掲げる状態に6月以上継続するものをいう。
- (2) 短期入所事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う事業をいう。
- (3) 日中一時支援事業 志木市障害者等日中一時支援事業実施規則（平成20年志木市規則第5号）に基づき実施する事業をいう。
- (4) レスパイトケア事業 短期入所事業及び日中一時支援事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する埼玉県内の事業所とする。

- (1) 短期入所事業 医療機関又は医療型障害児入所施設であること。
- (2) 日中一時支援事業 看護師等の資格を有する者を配置し、及び重症心身障がい児を受け入れるための設備を整備していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金実績報告書(第2号様式)その他レスパイトケア事業の実施状況が分かる書類を添えて、レスパイトケア事業を実施した月の翌月10日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、交付の可否を決定し、志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金交付(決定・却下)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付請求書)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金請求書(第4号様式)に、前条の通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月15日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月26日告示第139号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施したレスパイトケア事業に係る補助金の交付について適用し、この告示の施行の日の前

日までに実施したレスパイトケア事業に係る補助金の交付については、
なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の志木市在宅重症心身障がい児レスパイトケア事業費補助金交付要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

項目	点数
1 レスピレーター管理（※1）	10点
2 気管内挿管、気管切開	8点
3 鼻咽頭エアウェイ	5点
4 O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5 1回/時間以上頻回の吸引	8点
6回/日以上頻回の吸引	3点
6 ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7 IVH	10点
8 経口摂取（全介助）（※2）	3点
経管（経鼻・胃ろうを含む。）（※2）	5点
9 腸ろう・腸管栄養（※2）	8点
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10 手術・服薬によっても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。）	10点
12 定期導尿（3回/日以上）（※3）	5点
13 人工肛（こう）門	5点
14 体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等は、レスピレーター管理に含む。

※2 8及び9は、経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。

※3 人工膀胱を含む。

別表第2（第4条関係）

<p>1 短期入所事業</p>	<p>(1) 別表第1に掲げる状態の点数(以下「基準点数」という。)の合計が25点以上の重症心身障がい児を受け入れた場合 当該重症心身障がい児1人につき1日当たり20,000円</p> <p>(2) 基準点数の合計が25点未満の重症心身障がい児を受け入れた場合 当該重症心身障がい児1人につき1日当たり10,000円</p>
<p>2 日中一時支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する放課後等デイサービスと併せて実施するものを除く。以下この項において同じ。)</p>	<p>(1) 基準点数の合計が25点以上である重症心身障がい児に対して1人の看護師等が日中一時支援事業を実施した場合 次に掲げる1日当たりの日中一時支援事業の実施時間の区分に応じ、当該重症心身障がい児1人につき1日当たりそれぞれアからエまでに定める額</p> <p>ア 30分以上4時間未満 5,000円(重症心身障がい児又は重度の知的障害及び肢体不自由の障害を有し、別表第1に掲げる状態に6月以上継続する者(重度心身障がい児を除く。)(以下「重度心身障がい児等」という。))2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、2,500円)</p>

イ 4時間以上6時間未満 10,000円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、5,000円)

ウ 6時間以上8時間未満 15,000円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、7,500円)

エ 8時間以上 20,000円
(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、10,000円)

(2) 基準点数の合計が25点未満である重症心身障がい児に対して1人の看護師等が日中一時支援事業を実施した場合 次に掲げる1日当たりの日中一時支援事業の実施時間の区分に応じ、当該重症心身障がい児1人につき1日当たりそれぞれアからエまでに定める額

ア 30分以上4時間未満 3,000円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、1,500円)

イ 4時間以上6時間未満 5,000円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施

	<p>した場合は、2,500円)</p> <p>ウ 6時間以上8時間未満 7,500円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、3,800円)</p> <p>エ 8時間以上 10,000円(重度心身障がい児等2人以上に対し日中一時支援事業を実施した場合は、5,000円)</p>
<p>3 日中一時支援事業(前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)</p>	<p>次に掲げる1日当たりの日中一時支援事業の実施時間の区分に応じ、当該重症心身障がい児1人につき1日当たりそれぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 30分以上1時間未満 1,280円</p> <p>イ 1時間以上2時間未満 1,920円</p> <p>ウ 2時間以上 2,560円</p>

備考 特別な事情がある場合にあつては、基準点数の合計が25点未満である重症心身障がい児を基準点数の合計が25点以上である重症心身障がい児とみなすことができる。